

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23<sup>rd</sup> Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : [iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 [地図](#)

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp) (担当: 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを6月25日付けで更新しました。

(PCT 国内移行手続きについてのお知らせ)

委任状の提出期限について弊所の「特許出願の留意点」

[http://www.s-i-asia.com/web\\_japan/intellectual\\_thailand\\_jp.php#18](http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18) を加筆修正致しました。

「委任状は国内移行日に提出しなければならない」としておりましたが、委任状は国内移行日に提出できない場合、提出期限の延長ができることとなっております。この変更は、国内移行受付開始にあたり、タイ政府が当初の解釈を変更したものです。

以下、弊所の手続きについての QA 部分を貼り付けますので、参考にしてください。

.....

1-5. PCT 国内移行時に出願時必要な書類は何か。

(回答)

必要書類及び情報:

(1) 必要書類:

- ・ 出願願書(PI/PPI/0001-A(PCT)フォーム)→出願願書は弊所にて作成し、また出願願書の署名

欄は弊所にて署名致します。

- ・ タイ語翻訳明細書
- ・ 委任状についての記載内容は、今まで貴所宛にお送りしていた委任状フォームと同様で、出願人代表権者により署名後、公証手続きが必要です。  
また、既に包括委任状を提出している場合、包括委任状が利用できます。詳細は弊所までご連絡ください。
- ・ 譲渡証(出願人名が異なる場合に必要。公証手続きは必要ございません)→フォームは、出願人情報について貴所からご連絡頂いた後、弊所にてフォームを作成し貴所に送付致します。

尚、優先権証明書の提出の必要はございません。

#### (2) 書類提出期限:

委任状、(提出が必要な場合)譲渡証を除く、上記のすべての書類は最初の出願日から30ヶ月以内に提出されなければなりません。尚、明細書については、弊所で上記の期限までにタイ語への翻訳作業を行いますので、上記の締切日の遅くとも2-3ヶ月前には弊所まで明細書をご送付下さい。

また、委任状、(提出が必要な場合)譲渡証のタイ政府提出期限は従来の特許出願手続きと同様、提出期限の延長が可能です。詳細は弊所までご連絡ください。

#### (3) 譲渡証提出についての弊所見解

タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とでは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われる)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。

～編集者より～

タイ下院議員選挙(いわゆる総選挙)が間近になってきた。選挙戦は、日本マスコミが報道するように、タクシン派のインラック女史(タクシン元首相の妹にあたる)が、優勢に事を進めている。他方、アピシット現首相の民主党は、巻き返しを図ろうとしているものの、タクシン派の優勢は変わらないものと予想されている。

もし、タクシン派が勝利すると、この12月頃には、タクシン元首相が、逃亡生活から帰国へと段取

りが進むものと思われる。その場合、再び政治的緊張が高まることは明々白々の状態である。昨年5月に軍が制圧したような大騒動や 2008 年の黄色シャツ派が起こした空港閉鎖事件が起こる可能性が出てきている。軍が何時のタイミングでどう動くかは今現在、予測できていない。

政治家には求心力が必要である。たとえ、平凡な人間が首相になったとしても、カリスマ性があり、求心力さえあれば、多くの優秀な人材が、首相の周りを取り囲むように現れてくる。今のタイの現首相は、アカデミック(元大学講師)畑であるものの、何せ求心力が無い。これが、政治家としては致命的な欠陥となっている。そういえば、日本の政治情勢もこのタイの政治情勢に酷似している。さらに、タイの場合には、これに王室や軍の意向が関わってくる。一般庶民は、政治への関与する選択肢を選挙と王室への直訴という複数の手段を持つことができるため、まだ日本の閉塞的情勢よりも、ましなのかもしれない。日本は政治家3流、国民1流。日本は、歴史上、全ての国家的局面において、「現場」の人達の常識が支えているのである。東電の福島原発事故への対処もその一つであろう。

タイの知的財産の話に移そう。6月24日で PCT 国内移行出願が本格的に開始されることとなった。しかしながら、去年から今年と特許出願の審査滞貨問題は、全く解決できなかった。恐らく絶好の時期に機会を失った感がする。業務管理能力の欠如が原因である。去年から何度も知的財産局幹部に忠告したにも拘らずである。2006 年に PCT 加盟したマレーシアの場合、この国内移行期までの期間に、登録処理を約3倍にして滞貨問題を解決していったのとは、全く対称的である。今後、滞貨問題をどう解決するのか。恐らく喫緊の課題となるだろう。

その解決策の一つとして、浮上してきている審査外部処理というのが、本格的実行準備段階になりつつある。最初に行うのは、商標審査である。商標登録官経験者が、外部処理機関の所員(弁護士が主体)に対し、審査業務の教育を行い、外部処理機関が知的財産局に調査結果レポートを納品するというものである。タイ版 IPCC(工業所有権協力センター)とでも言うのであろうか。これが、実現し業務が流れ始めると、次期審査対象は、特許となる。数年先か、はたまた来年実現かは、次期政権の政策判断も依るため、私も予測できないでいる。

～シンガポールで元従業員の BSA への通報によりソフトウェア侵害の疑いで小規模メーカーに強制捜査～

シンガポールの小さなメーカーが、140 万ドル規模という記録的な規模の海賊版ソフト使用で告訴された。Mastercam v9 と Mastercam x5 ソフトの海賊版コピーが使用されているという情報は元従業員から Business Software Alliance(BSA)に密告されたと見られる。この情報を受け BSA は警察に通報し、警察は去る金曜にこの従業員数10名の会社の強制捜査を行った。当局は事件が法廷に持ち込まれるまで通常容疑者の名前を明らかにしない。問題のソフトウェアはメーカーの間で人気があり、精密工学部品の 3D モデルを作るのに使用される。BSA は密告者に対し最高 5 万ドルの報奨金を提供している。シンガポール著作権法では、海賊版ソフトの使用で有罪になると 2 万ドルの罰金と 6 カ月以下の懲役が科される。このほか、侵害したソフトの製造会社からも訴訟を起こされる可能性がある。調査会社の IDC によれば、ここ数年シンガポールでの海賊版商品の割合は減少しているが、それでもシンガポールで使われているソフトウェアの三分の一が海賊版だという

ことである。この事件が裁判所に持ち込まれれば 2 件目となる。1 件目の事件では 2006 年にインテリアデザイン会社の PDM International が Microsoft、Adobe 及び Autodesk の違法ソフトの使用で有罪となり、3 万ドルの罰金を科されたほか、BSA にも訴えられている。同社は示談金を支払ったが、その額は明らかにされていない。

(2011 年 6 月 8 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポール健康科学庁と Interpol が偽造薬産業を打倒するための研修プログラム実施について合意～

偽造薬産業と戦うため、国際刑事警察機構 Interpol は水曜、シンガポールの健康科学庁(HSA)との協定に署名した。この協定により HSA は外国の法執行担当官の偽造医薬品を特定しテストする能力を向上させる研修プログラムを考案・調整できることになる。Interpol の Ronald Noble 事務総長は水曜ストレイトタイムズ紙に対し、HSA の担当官が研修コースを作り、2014 年に本格始動することになると語った。2014 年に Interpol Global Complex がタンゲリンに新設され、研修はここで開かれることになる。HSA の John Lim 長官によれば、アジア、アフリカ及び中南米における全ての医薬品に偽造薬が占める割合は約 30%ということである。HSA の広報担当者はシンガポールの偽造薬はブラックマーケットで取り扱われ、体重管理や ED 治療薬などのライフスタイル薬が販売されていると話している。2008 年と昨年、偽造健康商品の取り扱いについて HSA により 51 名が告発され有罪となっている。偽造又は違法薬の輸入、保管又は所持で有罪になると毒物法により 2 年以下の懲役及び 1 万ドル以下の罰金が科される可能性がある。

昔、偽造医薬品はパッケージを調べるだけで正規品と区別することができた。しかし今日では偽造者は取引に熟練し、この方法はもう通用しなくなっている。更に今日では偽造者が使用期限が経過した正規品を購入して正規の材料をいくらか調達し、それで風味を加えている偽造薬が多くある。この方法だと偽造薬が分子テストにかけられても、本物の分子が検出され、熟練した専門家でもだまされてしまう。偽造薬の中には正しい原料であってもパッケージが偽物の場合がある。その他はほんのわずかの正しい原料を含んでいるか、又は全く正しい原料が使われていないか、最悪なのは間違った原料を使っているというものもある。2007 年中国では antifreeze(diethylene glycol)を使った咳止めシロップにより子供 500 人以上が死亡している。大手製薬会社が消費者の自社のブランド製品に対する信頼が崩れるのを恐れて情報を公開していないため、今でもなおこの問題の本当の大きさは知られていない。メーカー、卸売業者、小売店又は医師に偽造品に関する報告を義務付けている国はなく、医薬品の偽造について信頼できる実証データは少ない。

(2011 年 6 月 10 日・15 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポール企業は新興成長市場への研究開発投資費割合が少ないとの調査結果～

シンガポール企業は新興成長市場にはほんのわずかししか研究開発投資を充てておらず、個別市場で消費者の需要を効率よく満たしていない。地元企業約 50 社の役員を対象とした調査で、66% の会社が新興成長市場に投資しているのは研究開発費全体の 10%かそれ以下であるということが明らかになった。今のところこれらの企業の 39%が売上の半分以上をシンガポール国外から得ており、53%が 2016 年までに自社の売上の半分以上が外国市場からもたらされると予想している。この結果は製造業、銀行業、教育及び政府機関などの産業界の役職者 1,000 人以上を対象に世界規模で実施された調査結果の一部で、調査は昨年 12 月に会計事務所 Ernst & Young と雑誌

Economist の情報部門により行われた。

(2011 年 6 月 15 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールでまたソフトウェア侵害の疑いで社員 70 名規模の会社に強制捜査～

水曜、警察による IT アウトソーシング企業の強制捜査が行われ、海賊版ソフト市場価格 20 万ドル以上をダウンロードしたコンピュータ計 97 台が押収された。この強制捜査は刑事捜査局の知的財産部門と Business Software Alliance (BSA) により行われ、発見された偽造ソフトコピーの数としてはこれまでで最大規模となった。今回の捜査は従業員 10 名の地元メーカーが 140 万ドル相当の偽造 3D デザインソフトを使用しているのを発見されたのに続き、ここ数週間で 2 件目となる。BSA は強制捜査が行われた会社の名前は伏せながら、社員 70 名以上の株式非公開会社で、この会社顧客には銀行、金融、通信、更に政府機関がいると話している。今回の捜査は午後 3 時から 20 時間をかけて慎重に行われ、インストールされている Microsoft、Adobe のソフトの 95% 以上が非正規品であることが発見された。

(2011 年 6 月 16 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ米の知的財産侵害からの保護について意見聴衆セミナーが開催～

2011 年 5 月 26 日商務省事務次官事務所において、ヤンヨン プワンラート商務省事務次官が開会の議長を務め、タイ米の知的財産侵害からの保護について意見聴衆セミナーが開催された。このセミナーにはパッチマー タナサンティ知的財産局長、知的財産局高官、国際貿易振興事務所在外商務事務所代表、並びにタイ米作局、タイ精米協会、タイ米輸出者協会、及び National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC) 等の関連官民機関が出席した。

(2011 年 5 月 31 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイで Fabric Innovation2011 が開幕～

2011 年 5 月 27 日クリスタルデザインセンターアトリウムにおいて、Fabric Innovation2011 が開幕し、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の式辞を述べた。クリスタルデザインセンターはデザインとファッション商品の中心として、布地や織物事業者が、有名ブランドが関心を持つファッションイノベーションを発表するセンターと舞台とすることを目的にこのイベントを開催し、Pasaya、織物産業振興協会及び Natural Niche などが参加した。

(2011 年 5 月 30 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ商務省で新版の告示に基づく著作権事件遂行代理人研修開催～

2011 年 5 月 27 日商務省事務次官事務所において、新版の告示に基づく著作権事件遂行代理人研修が開催され、アロンゴーン ポンラブット商務副大臣が開会の式辞を述べた。この研修にはパッチマー タナサンティ知的財産局長と知的財産局高官も参加した。

(2011 年 5 月 31 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ知的財産局が ASEAN Economic Community 加盟に向けた知的財産分野におけるタイの準備事業の下、民間から人材を 1 名募集～

タイ知的財産局では、ASEAN Economic Community 加盟に向けた知的財産分野におけるタイの

準備事業の下、民間から人材を1名募集します。

(2011年6月3日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ関税局が東北地方国境地域での知的財産侵害品等の押収を発表～

タイ関税局は6月3日の記者発表において、5月27日から31日の東北地方の国境地域においてタイに輸入されようとしていた表示偽装品、脱税品、禁制品・既製品又は密輸品の押収について下記の通り発表した。

男性用下着、シャツ、携帯電話ケース、靴、シャワーキャップ、携帯電話アクセサリー、腕時計、小銭入れ、電灯、電気炊飯器、フェイスブラシ等の知的財産侵害品。押収されたのは AMANI、VERSACE、EDC、COPCOPINE、PAULFRANK、PAUL SMITH、ABERCOMBIE、CROCS、FLIPFLOP、KITTY、BURBERRY、CHANEL、GUCCI、LOUIS VITTON、ANGRY BIRDS、CARTIER、GUESS 及び CHOPARD の侵害品で、計4万パーツ、2,200万パーツ相当。

輸入が禁止されている冷却材 R12、13.6 キロ入り 244 タンク、50 万パーツ相当。

物品税局の工場の権利を侵害するカード、9,648 セット、320 万パーツ相当。

(2011年6月3日、タイ関税局ウェブサイト掲載記事)

～タイでセミナー「ブランドには本当に価値があるの？」が開催～

UK Valuation and Agency company が意識啓発セミナー「ブランドには本当に価値があるの？」を2011年6月28日13:00～17:00、センタラグランドアットセントラルワールドホテル22階ローススイートルーム3-4において開催します。

(2011年6月9日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載記事)

～タイ関税局がムクダハン県での知的財産侵害品等の押収を発表～

タイ関税局は6月10日の記者発表において、6月8日ムクダハン県において輸入されようとしていた冷却材及び知的財産侵害品の押収について下記の通り発表した。

冷却材 R12、13.6 キロ入り 330 タンク、66 万パーツ相当。

ETUDE、SKIN FOOD、MAC、SHISEIDO、DIOR ブランドの化粧品、MNG、MICKY MOUSE、TRU RELIGION、BURBERRY、HERMES、COPCOPINE、EDC、CALVINE KLEIN、GUCCI、CHANEL ブランドの被服、LV、COACH、HELMES、MARC JACOBS ブランドの財布、婦人用バッグ、MOTOROLA、LG、BLACKBERRY、PAUL FRANKブランドの携帯電話器具の知的財産侵害品8万点、MAKITAブランドの知的財産侵害機械578点、合計3,550万パーツ相当。

(2011年6月10日、タイ関税局ウェブサイト掲載記事)

～タイライスフェスティバルでタイ初の米中央市場での米の競売を実施～

6月21日 Thai Rice Festival において、農家、精米業者及び地元の米取引者は、輸出業者や世界の米バイヤーと直接会う機会を持つ。タイ初の米中央市場となるナコンサワン県の「Kumnan Song Ricebrans」において、午前10時半から午後1時まで米の取引が行われる。Yanyong Phuagrach 商務省事務次官は昨日、この中央市場は農家と地元トレーダーに自身の米を良い値段で販売する機会を増やし、仲介業者と輸出者へのブランドパワー拡大を目指したものだと話した。この市場での取引価格は将来の米取引価格の参考になるものと期待される。ナコンサワンは米生産地域

の中央にあり、バンコクと他県との往来が便利なことから中央市場の用地に選ばれた。近県、特に中部の農家と取引者が中央市場に参加するものと期待され、輸出業者と取引者が競り落とすことになる。米の取引は Thai Rice Festival の冒頭に行われ、50 種以上の米が取引されると見込まれている。競売の後、商務省はこのファシリティーを農家と米取引者のための常設中央市場に発展させる予定である。商務省では、今年自然災害に見舞われた多数の国で米の重要が上がったことから、タイの米輸出量は 1,000 万トン、輸出高は 1,700 億バーツに及ぶと見込んでいる。効率性向上と品質両面から世界トップレベルの供給者である地位の維持のため、米に関する大規模なセミナー「Thai Rice Convention2011」が 6 月 20 日バンコクで、「World Rice Standard Summit 2011」が 6 月 19 日から 23 日までナコンサワンで開催される予定で、海外からも多数の専門家と取引者が招待されている。

(2011 年 6 月 11 日、タイネーション)

～中国が米国の科学者にとって研究を進めるのに適した場所に～

20 年前、米国の分子化学博士号を取得した者はほとんどが全米の大学で自分の研究室をスタートし、これらの研究室ではイノベーションを進め、米国の国際競争力を維持していた。しかし今日では米国内で自分の研究室を運営しようという仲間はほんの一握りである。一部は産業界やコンサルティングや法曹界に進み、他の者は完全に科学の世界から去る。科学技術に対する公的資金が縮小するに伴い、米国で科学者になりたいと望む者が実際に科学者になるのは不可能となった。もし分子科学分野で博士号を取ったばかりの友人にキャリアに関するアドバイスを求められたとしたら、答えは簡単である。私は中国に行くことを進める。世界の科学の展望は 10 年前とは急進的に違ってきている。最先端科学への機会は多数の国で芽を出し始めており、特に中国が際立っている。中国の他にもインド、ブラジル及びシンガポールが国際レベルの研究機関を設立している。サウジアラビアはキングアブドラ科学技術大学に積極的に研究者を採用している。この大学への寄付金はマサチューセッツ工科大学を上回る 100 億 US\$ という驚くべき額である。UAE も負けておらず、2009 年に Masdar Institute of Science and Technology を開設している。これら新興勢力は優秀な科学者に飽くなき欲求をもっており、米国の科学者を引き抜こうとしている。私は分子生物学の研究を中国の National Laboratory for Agrobiotechnology と北京大学で 2 年近く行っていたが、中国は科学に真剣に取り組んでいる。政府はこの 10 年間研究開発費を毎年 20% 増やしており、2008 年と 2009 年の経済危機の中にあっても、中国は科学技術に対する大きな賭けを止めなかった。中国の現在の研究開発費は年間 1,000 億 US\$ である。英国の王立協会では中国の科学者による国際的科学雑誌への掲載論文は、2013 年までに米国のそれを上回ると予測している。中国の研究室は東洋西洋でトレーニングを積んだ中国人科学者の最先端の知識のつぼである。このクリエイティビティーとハードワークの環境により大きな躍進が生まれることだろう。中国の大学は積極的に外国の科学者を採用している。スタートアップパッケージは手厚く、場合によっては米国で若い研究員が受けるものよりと比べても遜色ない。将来中国は、自身の研究に投資したくでうずうずしている米国の科学者にとってより良い選択肢となるかもしれない。

(2011 年 6 月 7 日シンガポールストレイトタイムズ、ハーバード大学及びマサチューセッツ工科大学と提携している Broad Institute ポストドクター特別研究員 MATTHEW STREMLAU 氏によるコラム)

～シンガポールで、ヌテラがコーヒーチェーンのサリカが使用する「Nutello」に対して商標侵害で訴える～

ヘーゼルナッツスプレッドの生産者が、飲料名が混乱を引き起こすと主張している。

ヌテラヘーゼルナッツココアスプレッドのイタリアメーカーは、シンガポールのコーヒーショップチェーンが「Nutello」を使っていることを止めようとしている。Ferrero S.P.A は、地元フードや飲料グループのサリカ Sarika Connoisseur(TCC)カフェに対し、商標侵害訴訟を起している。

昨日高等裁判所で始まった聴聞によると、フェレロの弁護士・Sukumar Karuppia は、“Nutello”の使用は Nutella の特異性や排他性を徐々に弱めていこうと、主張した。

TCC は Nutello と呼ばれる飲料の販売とヌテラ スプレッドとともに 2007 年 8 月に始めた。

飲料の販売は中止したが、Ferrero は Nutello の名前の使用を裁判所で禁止してもらいたいと思っている。

法廷は、ヌテラが 1964 年に世に送り出され、現在 20 億ドル以上もの売り上げを毎年出している。会社は、ここで毎年 110 万ドル以上広告や宣伝販売に費やしている。ヌテラは、1980 年代からシンガポールで売られている。2009 年後期、Sarika が TCC の直販店に Nutello と呼ばれた飲み物が販売されたことを知った。Ferrero の弁護士が言うには、ふたつの名前の類似性は、ヌテラが長年獲得した信用を希釈し、混乱を引き起こすだろうと、言っている。

弁護士はさらに、これは Nutello の名前の選択は明らかにヌテラから派生していることに議論の余地はないと、主張している。これは、文字「a」が「o」に替えただけの「最小限の修飾変化」で構成されているだけである。「ココア好きのためのヌテラパーフェクトの Nutello-Expresso」として新作販売することによって Sarika は、Nutello が顧客によって許可されるか、支持されるかを主張していたと、Karuppiah 氏は語った。シンガポールには 30 以上の TCC 直販店がある、そして混同する可能性は、現実的だと彼は付け加えた。その上、ヌテラの名前は意味無く考案されているため、混同は必ず起こるであろうと彼は言った。

彼の冒頭陳述において、Sarika の弁護士 Tan Tee Jim は、法廷で述べた処、見た目、聴覚、概念の類似がふたつの名前にはない、また混乱の可能性もない、と TCC は反論している。Tan 氏は、ヌテラはシンガポールで著名ではなく、彼の顧客はフェレロの製品としてその飲料を認知しなかったと主張している。また、他者による関連性や同意に対し要請はなかった、と彼は言った。

Tan 氏は、Chan Seng Onn 判事に対しこの裁判を棄却するよう依頼し、Tan 氏はフェレロが信用を毀損した実質的損害を示していないことを主張した。混同はその目的として起こりそうにない。使用法、使用者、顧客そして価格が違う。そして Nutello は、TCC カフェではグラスで販売しているし、ヌテラはスーパーマーケットや食料品店でボトルに入って販売されていると、反論している。

(2011 年 4 月 12 日シンガポールストレイトタイムズ)